

○山口市男女共同参画推進審議会規則

平成26年4月1日

規則第41号の2

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市男女共同参画推進条例（平成26年山口市条例第12号）第18条第5項の規定に基づき、山口市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、前条の会長及び副会長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 各部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域生活部人権推進課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。